

John Locke における「啓示」概念について

服 部 知 文

序

本稿においては、ジョン・ロックの『人間悟性論』(An Essay concerning Human Understanding, 1690)⁽¹⁾ 第四巻に見られる二様の「啓示」概念——自然的啓示と直接的啓示——と同じく第四巻に見られる『奇跡』概念を、彼の後期の著作『キリスト教の合理性』(The Reasonableness of Christianity, as delivered in the Scripture, 1695) 及び『奇跡論』(A Discourse of Miracles, written in 1704)との関連において考察し、併せて旧稿「John Locke に於ける認識の問題——その体系の統一的把握について——」(本誌第四百七十五号、第四百七十六号)における拙論の補足、訂正を行いたい。とりわけロックの「キリスト教の合理性」に関する所説、所謂ロックにおける「原罪否定」説に対する拙論の訂正を行いたい(本誌第四百七十六号、三十六頁参照)。

すでに旧稿で述べたごとく、ロックにとって、その全体系を一貫する関心事は、「道德の原理」の究明と、道德の根拠としての「神」への信仰であった。その『政府論』(Two Treatises of Civil Government, 1690)においてすら、市民社会は所有権の体系とされるが、その所有権は直接神に繋るものである。すなわち市民社会は、神聖な「所有権」を保全すべき社会となる(本誌第四百七十五号、一七頁以下参照)。ロックの全体系は彼のキリスト教信仰の上に築かれているのである。

神の存在の認識については、すでに初期の『自然法論』において、神の存在の宇宙論的証明が展開され、「自然の光」(light of nature) = 感官表象と理性の協同作用 (co-exercise of sense-perception and reason) なる認識原理が提示されている。これは感官表象に与えられた自然の観念から推論して、自然法の認識とその背後にある立法者、すなわち自然の創造者たる神の観念に至ると主張するものである。⁽²⁾ しかし、このような神の存在の認識に至る道は、『人間悟性論』第四卷第十九章四節において、「自然の啓示」とされ、ここにロックの「啓示」概念は「自然の啓示」の外に「直接的啓示」が提示され、この「直接的啓示」をわれわれに伝えるものが、「奇跡」である⁽³⁾とされる。

まずロックの二重の「啓示」概念から検討する。

註

(1) ロックの原典からの引用に当っては、『自然法論』については W. von Leyden: John Locke, *Essays on the Law of Nature*, 1954, Oxford より *Essays* として該書の頁数を記した。

『人間悟性論』については A. C. Fraser 編による二巻本、Dover edition, 1959 より *Essay* として、その続きに巻、章、節の数字を挙げた。

『キリスト教の合理性』は、Works of John Locke in 10 volumes in 1823 のファクシミリ版、一九六二年版、vol. 7 により、また『奇跡論』については同版、vol. 9 によった。

(2) *Essays*, p. 153, 155.

(3) *Essay*, IV, xviii, 2; IV, xix, 15.

一

ロックは『人間悟性論』第四卷第一章において、われわれの知識を「観念」に限定しながら、さらにつぎのごとく述べている。

「知識は、わたくしにとっては、われわれの観念のあるものの結合と一致、または不一致と相反の知覚に他ならないと思われる。この点にのみ知識は存在する」(Essay, IV, i, 2)。

そして、ロックはこの観念の一致、不一致の知覚の仕方に三つの相違を認め、直覚的、論証的、感覚的とする。かくて、われわれの知識については、

「われわれが、かの一致または不一致の知覚を持ち得る以上には、われわれは何等の知識を持つこともできない。その知覚は、(一)直覚、すなわちある二つの観念を直接に比較することによるか、または(二)二つの観念の一致または不一致を若干の他の観念の介在によって吟味する理性によるか、あるいはまた、(三)個物の存在を知覚する感覚によるのである……」(Essay, IV, iii, 2)。

上述したところから、ロックの知識は、(一)直覚的知識、(二)論証的知識、(三)感覚的知識に分類される。そして知識の確実性もこの三段階に対応する。すなわち、直覚的知識と呼ばれるものは、「人間の持ち得るものとも明晰で確実な知識」で、「すべてのわれわれの知識の、すべての確実性と明証はこの直覚によっている」(Essay, IV, iii, 1)のである。「われわれ自身の存在」の知識は、この直覚的知識であるとされる(Essay, IV, iii, 21)。「人間悟性論」第四巻で新に持ち込まれるこの「直覚」概念は、ロックに対するデカルトの影響を示すものである。つぎに論証的知識は、「神の存在に関する知識をも含むもの」であるが(Essay, IV, iii, 21)、「この論証的知識は、理性の推論において他の観念を介在せしめて達せられるのであり、その推論の中間に介在する諸観念の結合にも、直覚は必要であり、これなくしては「知識の確実性」に到達できないと云われる」(Essay, IV, iii, 1-2)。「論証的知識において、理性が進んで行く各段階には、理性が証拠として用いるつぎの中間の観念によって、理性が求めるところの一致または不一致の直覚的知識がある」(Essay, IV, iii, 7)のである。ここに論証的知識を可能ならしめるものは、理性の推論能力とその前提をなす直覚的知識であることが明らかになる。第三段階の感覚的知識は、「外界の有限なる個別的存在に関して用いられる……知覚」

(Essay, IV, ii, 14) ともとゞく知識であつて、たんなる蓋然性に止るものであるとされる。

上述のごとく、ロックにおいて、三段階に分類された知識は、観念の一致、不一致の知覚であるが、このような一致、不一致はいかなる点に存するものであるか。ロックはこれを四種類に分ける。すなわち、(一)同一または差異、(二)関係、(三)共在または必然的結合、(四)実在的存在であり (Essay, IV, i, 3)。⁶ この四分類中、最後の「実在的存在に関する知識」に至つて、始めてロックの知識論は、客観的実在との関係に逢着する。そして、さきに述べた知識の三段階は、それぞれ別個の存在に対応するものとなる。すなわち、

- (一) 直覚的知識は、われわれ自身の存在に、
- (二) 論証的知識は、神の存在に、
- (三) 感覚的知識は、有限なる個別的存在に、それぞれ対応する (Essay, IV, iii, 21)。⁷

さて上述の三種の知識のうち、神の存在に関する論証的知識は、「直覚」と「直覚」を介して働く「理性による推論」にもとづくものであるが、『自然法論』における「自然の光」という認識原理において、感官表象 (sense-perception) の果たす役割は、この『人間悟性論』第四巻の論証的知識に至つて、「直覚」に置き換えられるのである。したがつて、『自然法論』ですでに展開されている神の存在の宇宙論的証明に対して、『人間悟性論』第四巻においては、たんに「蓋然性」しか与えぬ「感覚」の与える観念にもとづく推論に代つて、明晰、確実な「直覚」を介して働く理性の推論という形式が提起されるのである。しかし『人間悟性論』第四巻におけるロックの神の存在の証明は、「われわれの自身の考察とわれわれ自身の性情のうちに見出すことにより」 (Essay, IV, x, 6)。⁸ すなわち自我の直覚的知識にもとづいて、「理性」が推論するというのである。これは、本体論的証明に近いように考えられるが、ロックはデカルトの本体論証明に対しては、『人間悟性論』第四巻では、敢えて反論してはいないが (Essay, IV, x, 7)。⁹ 後になつて、「神の実在は他の実在によつてのみ」証明されねばならぬが、外物の存在はわれわれの感官により証明され、自我の

存在は感官より確実な直覚によって証明されるので、「も」も確実で争うことのできぬ神の存在証明は、ここから一連の観念により引きだされる」(Deus—Descartes' proof of a God from the Idea of necessary Existence, examined, 1696, in Lord King's *The Life of John Locke*, p. 315)と述べて、明らかに本体論的証明を拒否している。したがって、ロックは神の存在に關しては、依然として『自然法論』以来の宇宙論的証明を、維持していたと考えるべきであらう。

しかしながら、ロックは『人間悟性論』第四卷第十六章「同意の程度」に至って、神の存在の認識に「啓示」(revelation)の概念を新に提起する。「啓示」とは、理性の推論によるのではなく、「神そのものによる」証言であり、これに対する同意は「信仰」(faith)と呼ばれる(Essay, IV, xvi, 14)。ここにロックにおける「理性と信仰」の關係があらわになるが、ロックはまず、「理性と信仰は反対ではない」ことを主張して、充分な理由にもとづかずには信仰は何物にも与えられぬが故に、信仰は理性に反することはないと述べている(Essay, IV, xvii, 24)。さらに「理性と信仰」の關係は發展させられて、それぞれの境界を知ることが必要である(Essay, IV, xviii, 1)とされ、理性と對比されたものとしての信仰が論ぜられる。すなわち、

「信仰は、理性の推論によって作られるのではなく、ある特殊な通知の方法によって神からくるものとして、それを提示する人を信用して、ある命題に同意することである。人々に真理を現わすこの方法をわれわれは啓示と呼ぶ」(Essay, IV, xviii, 2)

のであるが、このように規定された「啓示」も「信仰」も、ともに理性の審判のもとに置かれるのであって、

「啓示は、神がそれを与えることを喜んだ場合には、理性の蓋然的な推測に勝るに違いない。しかもなおそれが真実啓示であるかどうかを、またそれを伝える言葉の意義を、判断することは、やはり理性に属する」(Essay, IV, xviii, 8)。

また

「何事も神の啓示したことは確かに真であつて、それについては疑いを容れることはできない。これが本来の信仰の対象である。しかしそれが神の啓示であるか否かは、理性がこれを判断しなければならぬ」(Essay, IV, xviii, 10)と述べている。

さらにロックは同巻第十九章「熱狂について」を一七〇〇年の第四版で追加して、同章において、「同意の根拠」を三つ挙げて、「理性」、「啓示」、「熱狂」とし、「熱狂」は理性を捨てて、理性なしに啓示を立てようとするものであるとし(Essay, IV, xix, 3)、これについて、理性と啓示について、それぞれ説明を加えている(Essay, IV, xix, 4)。

それによると、第四巻第十六章以後において新たに提起された「啓示」は、「神の直接的啓示」とも呼ばれるべきもので、これに対して「理性」は「自然の啓示」(natural revelation)と呼ばれ、また逆に「啓示」は「自然の理性」(reason of nature)と呼ばれ、

「それにより永遠の父であり、すべての知識の源泉である神は、人類に、彼らの自然の能力の到達する範囲に彼が置いた真理の部分伝えるのである」(Essay, IV, xix, 4)と、

述べられている。ここに、ロックの「啓示」概念は、「神の真接的啓示」と「自然の啓示」＝理性に分けられる⁽¹⁾。しかも、ここに云われる理性は、すでに述べたところから明らかなごとく、「人間の自然の能力」を意味するものであり、それは『自然法論』、『人間悟性論』第二巻に一貫した、「感官表象と理性の協同作用」としての「自然の光」乃至は『人間悟性論』第四巻に示される論証的知識を与える能力としての理性、すなわち直覚を介して働く推論能力としての「理性」を意味するものと考えられる。神の存在の知識に関して云えば、宇宙論的証明の形式で、また論証的知識とも述べられているものは(Essay, IV, iii, 21)、この「自然の啓示」によって与えられるものである。しかも「理性は自然の啓示」(Essay, IV, xix, 4)と語られる場合には、理性は感官表象乃至直覚をも含んで働く広義のものと解される

ことが必要である。⁽²⁾

かくて、ロックの啓示概念は、直接的啓示と自然的啓示に分れ、その双方が理性を最後の「裁判官と指導者」としなければならぬ (Essay, IV, xix, 14) のである。ここに啓蒙主義的合理主義者としてのロックの姿があるが、この点にのみ焦点を当ててロックを考えることは、以後におけるロックの姿を見失うことになる。

しかし、直接的啓示については、「熱狂と混同されやすい」 (Essay, IV, xix, 17) としていて、直接的啓示が熱狂と区別された真理であることを、理性は何によって判断するかがつぎに論ぜられねばならぬ。ロックの語るところによると、

「神はその真理を自然の理性の普通の方法で明示するか、あるいはさもなければ、その真理が神の權威によって神がわれわれをして同意させようと思う真理であることを知らせ、また理性が誤ることのあり得ないような若干の印しによって、われわれに確信せしめるのである」 (Essay, IV, xix, 14) 、

とされる。この叙述からわれわれに理解できることは、その命題が直接的啓示であると理性が判断する根拠として、新しく提示されてくるものは、「若干の印し」に他ならなくなる。これはまた「心の中の確信の内なる光より他のあるもの」 (Essay, IV, xix, 15) と云われている「奇跡」を意味するものであることが察知される。

「かくて神から啓示を受けた昔の聖人たちは、……あの彼ら自身の心の中の確信という内なる光より他の、あつ、もつ、もつていた。……それらの啓示の創造者を彼らに確信せしめる外的な印しをもつていたのである」 (Essay, IV, xix, 15——傍点筆者) 、

とも述べられている。さらに同章十六節においては、

「承認せられた真理が、書かれた神の言葉による啓示に一致する場合、あるいは行為が正しい理性あるいは聖典の教示に一致する場合は、それを神からのものと認めても、われわれは何ら危険を冒しているのではないと確信し

てよう」(Essay, IV, xix, 16) など

神からの直接的啓示——「奇跡を通じて示される啓示」の規範として、「理性と聖書」が挙げられている。ここにロックの宗教の問題は、理性、聖書、奇跡を軸とするものであることが知られるのである。

註

(1) Essay, II, xxviii, 8 において、すでにロックは神の法則が「自然の光」と「啓示の声」の二種の方法によって告示されることを示している。

(2) このように理性を広義に解釈しなければならぬことは、後のカントに至っても同様であって、カントの悟性が、感性と質を異にする能力とされながら、しかも感性とは独立に、別個に働くものでないのと同様である。カントの『純粹理性批判』における「先驗的統覚」(die transcendente Apperzeption)の解釈を、たんに悟性の側にのみ寄せて考えることは、カントの叙述(Kritik der reinen Vernunft, B. S. 134. Anmerkung)にもかかわらず、カントを誤解するものであると考えられる。

二

ジョン・ロックの後期の宗教思想は、『人間悟性論』第四巻に示された。直接的啓示と自然的啓示の区分以後、「聖書と奇跡」の問題に集中する。ロック晩年の大著である『聖典に述べられているキリスト教の合理性』(The Reasonableness of Christianity, as delivered in the Scripture, 1693) および彼の最晩年の著作で、死後公刊された『奇跡論』(A Discourse of Miracles, written in 1704, first published in 1706)に展開されているものは、『人間悟性論』第四巻との関連において読まねべきものであらう。とりわけ、そこに述べられている直接的啓示の思想は、いわば、ロック後期の宗教思想への接合点をなすものと云える。

ロック晩年の大著であるこの『キリスト教の合理性』の含む問題点は、大別して下記の三点であると考えられる。

(一) 「キリスト教の合理性」と云われる場合の「合理性」(reasonableness)とは何か、ということ。

(二) その中に展開される「原罪論」。

(三) 「行いの法」(Law of works)と「信仰の法」(Law of faith)の問題である。

ロックによると、キリスト教の戒律に受け継がれているモーセの律法は、神意の表現としての自然法に合致し、それは、神の被造物である人間の理性に適合するものであると云うのである。キリスト教信仰は、ナザレのイエスによる、旧約聖書に見られる予言の実現と、イエスの行った奇跡を通じて、イエスを「神の子」——メシヤとして信ずることを求めるものである。しかし、この信仰の問題は、原罪と救済の問題を前提とする。

『キリスト教の合理性』の最初の部分に展開されるものは、「原罪」論であるが、ロックは「原罪」を否定していると、しばしば論ぜられ⁽¹⁾、そこから直線的に理神論的なロック解釈が生まれ易い⁽²⁾。果して、ロックは「原罪」を否定しているのだろうか。

ロックの述べるところによると、アダムの墮罪は福音書の救済の教理の基礎である (Works, vol. 7, pp. 4ff.)⁽³⁾。聖書の「創世記」二章十七節、「ローマ人への手紙」五章十二節、「コリント人への第一の手紙」十五章二十二節に述べられているところは、ロックによると、アダムは神に背いたために、恩恵と不死の楽園を追われ、その子孫はアダムから生まれた者であるから、有限な生命を送ることになったというのである。しかし、それはアダムの行いのために、アダムに直接関係のない万人が罪 (guilt) なくして罰せられたり、断罪されるのではない。誰しも自分の所行によるのであれば、罪を受けるべきではない。すなわち、アダムの罪——神への不服従 (disobedience) によって、「死が万人にきた」という場合の「死」は、罪 (guilt) とか、神への不服従 (sin) とか解すべきでなく、たんに生理的死がきたと解すべきであるというのである。

このロックの原罪論を、例えばジャン・カルヴァンの『新約聖書註解』中の「ローマ書註解 (Ioannis Calvini In Epistolam Pauli ad Romanos Commentarii)」における原罪論と比較すると、ロックの考え方は特徴的であると云える。カルヴ

アンは「ローマ人への手紙」五章十二節の解釈に當って、

『罪を犯す』とは、われわれすべてが墮落している、ということにほかならない。なぜなら、われわれが母の胎から持っている、この生まれながらのよこしまは、それほど、すぐさま、その実を生じるものではないとはいえ、しかも、主なる神の前では、罪であり、そして、神からの罰をこうむるにふさわしいものである。これが『原罪』と呼ばれる罪である⁽⁴⁾と述べている。さらに、同註解の「コリント前書」には、「死は自然的なものでなく、人間の罪に属するものだからである」⁽⁵⁾とも述べられている⁽⁶⁾。

しかし、ロックは死を、罪、罰あるいは神への不服従と解することは、神の善と公正に反することになるというのである。したがって、ロックにおける「原罪の否定」という解釈については、ロックはアダムにおける罪—神への不服従の罪⁽⁷⁾は肯定しているが、そのためにアダムの子孫は「罪がある」^(guilty)ということは否定したと考えねばならないであろう。ロックも云うごとく、原罪思想は福音信仰の根本をなすものであって、これを否定することは、キリスト教信仰自体を否定することになるであろう。

さらに、ロックによると、福音書の救済とは、このようにして、死すべき命となった万人が、イエス・キリストによって、よみがえらされることである。その命は、キリストへの信仰により、万人が再び復活において受け取る命である。しかし、それも神の律法に完全に合致した生活をした者（義なる者）にのみ命が与えられ、一つでも律法を犯した者は、不義なる者として、死後の永生には与れないのである。

しかし、ロックはここに「行いの法」(Law of works)と「信仰の法」(Law of faith)を対立させる。すなわち、「行いの法」とは神が完全な服従を求める律法の道徳命令であり、これを犯しても、神を信することによって——「信仰の法」によって義とされるのである。そして、われわれは、イエスを「神の子」「メシヤ」(Messiah)——ヘブライ語の Messiah はギリシア語の Christos を意味する——と信ずることにより、この「信仰の法」に従うことになるのである。

イエスを信ずることは、イエスが行った「奇跡」とイエスの直接、間接の告白を信じて、イエスが神から遣わされた救主キリストであると信ずることであるとされる。さらに信仰は、「悔い改め」、「律法の道徳命令を守ること」、「慈善」等の「行い」を伴わねばならぬことが示されている。

このような救済の教理は、ロックによると、非常に容易に理解されるもので、曇りなく、正しく、神から与えられた理性を用いるなら、万人に明らかなことである。キリスト教は複雑な思弁を必要とするものではなく、ただイエスを神から遣わされた救出者と信ずることを求めるものであり、イエスは神から遣わされたことを、旧約聖書の予言の実現と奇跡をあらわすことによって明らかにしているというのである。したがって、「キリスト教の合理性」とは、モーセの律法が理性の法であり、自然の法であって、その道徳律は神の法であり、神から与えられた人間の理性 合致するものであること、またイエスを通じてもたらされる神の救済の啓示は、理性によって充分受け容れられるもので、誰にでも理解できるものであるとするものである。

註

- (1) 例えば、Maurice Cranston, John Locke, 1957, p. 389.
- (2) 松下圭一著『市民政治理論の形成』昭和三十四年、二七三頁参照。
- (3) 服部知文訳『キリスト教の合理性・奇跡論』昭和四十五年、岬書房版、九頁以下。
- (4) 田辺保訳一三九頁—一四〇頁。
- (5) 田辺保訳、三五三頁。
- (6) The New Bible Commentary published by I. V. F. 同訳、九六九頁参照。

三

上述のごときロックの宗教思想においては、「奇跡」のもつ意義は非常に大きいと考えられる。ロック最晩年の著

作『奇跡論』(A Discourse of Miracles, written in 1704, first published in 1706)は、もともとフリートウッド⁽¹⁾の『奇跡二論』(Essays of Miracles, in Two Discourses, 1701)に関連して書かれたものである。

ロックは、すでに述べたように、『人間悟性論』第四卷において、啓示概念を二つに分けて、自然理性による「自然的啓示」と「奇跡」を通じて示される「直接的啓示」としている。もし、ロックが自然的啓示の立場にのみ止るならば、彼は理神論者に数えられたであろうし、その神は理性の推論の要請として、ウィーレーの言う如き「当代における科学と宗教との調停者たちの神」⁽²⁾に止ったであろう。ロックを理神論者から分つたものは、この「直接的啓示」の思想であり、それは「奇跡」を通じて与えられると考えられる。ロックは「信仰」は「理性」と矛盾するものではない(Essay, IV, xviii, 6)、また「信仰」は「最高の理性」にもとづく同意(Essay, IV, xvi, 14)と主張しながら、人間の理性は神から与えられたものではあるが、有限で、その能力及び得る範囲を無限に超えている神を知るには、人間の理性は、はるかに及ばぬ(Essay, II, xvii, 1)ことを述べている。したがって、神からの直接的啓示を知るには、人間の理性の及ばぬ超自然的なものが必要であるとされる。それが「奇跡」である。「奇跡」は、ロックが『人間悟性論』第四卷で語るところによると、「超自然的な事件で、自然の経過を変える力をもっている者」の行うものであり、「それらの事件が普通の観察を超え、あるいはそれに反することが多ければ多いだけ信を得るのにより良く適している」もの(Essay, IV, xvi, 13)である。この「奇跡」という特別の通知の方法により神から与えられる命題が「直接的啓示」であって、この「奇跡」がいかなるものかは、さらに具体的に示されて、それは、「心の中の確信の内なる光より他のあるもの」で、「それらの啓示の創造者〔神―筆者註〕を彼らに確信させる外的な印し」(Essay, IV, xix, 15―傍点筆者)とされている。『奇跡論』に至ると、ロックの「奇跡」の定義は、さらに詳しいものになって、自然の因果法則からはみ出した超自然的なもので、神聖であると考えられるものとされる(Works, vol. 9, pp. 256-258)⁽³⁾。

ここで問題となるのは、ある現象が神聖な啓示を伝える「奇跡」であるか、否かの判定に伴うロックの主観主義で

あり、ある超自然的なものが、神からの啓示を伝える「奇跡」であることを知るためには、さらに別の「奇跡」が必要となり、ここに循環が生ずることである。

そこでロックは、『奇跡論』において、『奇跡』により神の啓示を伝えたものは、歴史上モーセとイエスに限るとし、これらの「奇跡」が神からのものであることは、それに敵対して現われたものを持っていた以上の力をそれらの「奇跡」は備えていたからであるとする。ここに奇跡認識のために生ずる主観主義と循環論を克服するために、「力」の概念が導入されることになる。

しかし、すでに『人間悟性論』第二卷二十一章の「力の観念について」の一節(Edm. H. N. には、

「心は能動的な力に関する観念を、何らかの外的感覚によるよりは、心自身の作用を反省することによって得る」と、

述べられている。ここでは、われわれの「力の観念」は、感覚(これは不慥かな観念しか与えない)によるよりは、むしろ直覚によることになる。

この「奇跡」のもつ「力」が、「直覚」に訴える「内的強制力」であることは、一六九二年の「寛容第三書簡」(Works, vol. 6, pp. 435ff. A Third Letter for Toleration, chapter x. Of the Force in Matters of Religion)にも示されるところで、また『奇跡論』の当初において「知覚できる働き」とされた「奇跡」の定義も、たんなる外的感覚の対象としてではなく、内的直覚の対象であることを意味すると考えねばならぬ。ロックが『奇跡論』の中で、例として挙げている旧約聖書「出エジプト記」七章のモーセとエジプト人の魔法使の話においても、何れが神からの啓示を伝えるものであるかの点に関しては、その判定の基準は、その事件がわれわれの内的直覚に訴える力によるものであると考えられねばならない。かく考えることにより、素朴な経験主義に立つことから生ずる、奇跡認識に伴う循環は避けられる。

註

- (1) William Fleetwood, 1656-1733' 一時ケンブリッジ大学のキングズ・カレッジ (King's College, Cambridge) のフェローであったが、後に一七〇八年、セント・アザフ (St. Asaph) 一七一四年にイリー (Ely) の司教を勤めた聖職者。
- (2) Basil Willey, *The Seventeenth Century Background*, Penguin Books, 1962, p. 251.
- (3) 服部知文訳『キリスト教の合理性・奇跡論』昭和四十五年、岬書房版、二二〇頁—二二二頁。
- (4) 前掲訳書二二三頁。
- (5) 前掲訳書二二五頁。

結 論

(一) ジョン・ロックの哲学は、彼のキリスト教信仰の上に築かれているもので、その中心課題は「道徳の原理」とその根拠としての「神」の認識にあった。『人間悟性論』第一巻、第二巻における認識原理は、初期の『自然法論』以来の「自然の光」であるが、これは神の与える理性の法たる自然法の認識原理であるとともに、神の存在の認識原理でもあったが、『人間悟性論』第四巻に至ると、「啓示」の一つたる「自然的啓示」に止まって、さらに「直接的啓示」が提起されること。

(二) この「直接的啓示」を介して、ロック後期の著作『キリスト教の合理性』への、また『奇跡論』への接点も見出されること。

(三) この神からの「直接的啓示」は、「奇跡」を通じて明らかにされるものであって、「奇跡」概念は、『人間悟性論』第四巻に至って始めて提起されるものであるが、ロック後期の宗教的著作においても重要な役割を果たすものであること。

(四) ロックの云うキリスト教の「合理性」とは、理神論者の期待するような「合理性」ではなく、キリスト教の教

理が神から与えられた人間の理性に合致して明らかであるということの意味すること。

(五) そこにおいて展開される「原罪論」は、「原罪」を否定するものでないこと。

(六) また原罪からの救済は、たんに「行いの法」によるのではなく、「信仰の法」によるものであり、そこにイエス・キリストの役割があること。

(了)

(筆者 高知大学文学部「哲学」教授)

論文目次

宗教哲学の新しい可能性……………武藤 一雄	キリスト教と実存哲学……………後 藤 平	—— K・ヤスバースとG・マルセル ——	カントに於ける人間の自由の問題……………若 松 謙	書評『論理實證主義の遺産』……………竹尾 治 一郎
-----------------------	----------------------	----------------------	---------------------------	---------------------------

論文予告

仏身論をめぐって……………長 尾 雅 人	マックス・ウェーバーにおける東洋哲学の社会的考察(二)……………向 井 守	芸術的価値に関する若干の考察……………物 部 晃 二
----------------------	---------------------------------------	----------------------------

Forschung der Kunst vor. Er verstand unter Kunst folgendes :

1. Da sich die Tätigkeiten des menschlichen Geistes nicht nur im begrifflichen Denken entfalten, sondern auch im lebendigen anschaulichen Bilde, so muß man die Kunst als Ausdruck der Wahrheit des Sinnlichen auffassen. Was die Kunst in ihrer sinnlichen Form redet, das kann man nicht durch andere Mittel oder Formen darstellen.

2. Die Kunst ist eine Art von Sprache, aber sie teilt uns nicht eine begriffliche Erkenntnis, sondern eine unmittelbare anschauliche Erkenntnis mit.

3. Für die Kunst sind die Technik und die Materie, durch die das Kunstwerk gestaltet wird, immer wesensbestimmend. Das Kunstwerk will nur das, was in seiner wirklich-gewordenen Form und Farbe zur Aussprache gekommen ist, sprechen, und es will nur sich selbst bedeuten.

Hettner behauptete, die Ästhetik und Kunstgeschichte seien nicht zwei von einander geschiedene Wissenschaften, sondern verschiedene Zweige einer einzigen, organischen Kunstwissenschaft, d. h. die beiden Teile derselben. Gegen die Aufhebung der Ästhetik in die Kunstwissenschaft müssen wir einen Einwand erheben, aber den anthropologischen Standpunkt, auf dem Hettner eine neue Wissenschaft der Kunst herzustellen suchte, müssen wir einnehmen und noch weiter betreiben. Wir sehen in Hettner einen der Vorläufer der heutigen Kunstwissenschaft.

On the Notion of Revelation in the Philosophy of John Locke
..... Tomofumi Hattori

This paper attempts to make clear the following points :

1. The system of the philosophy of John Locke is based on his Christian faith, and his main problem was both to investigate the moral principles and to acquire the knowledge of the existence of God, as the ground of morality. This problem is seen all through his works, from his early

Essays on the Law of Nature, written shortly after 1660, to *Two Treatises of Civil Government*, 1690, and *An Essay concerning Human Understanding*, 1690. Locke deals with the Christian faith directly in his later work, *The Reasonableness of Christianity, as delivered in the Scripture*, 1695.

2. As it has been since his ESSAYS, the principle of knowledge in his ESSAY, bk. I and II, is the *light of nature*. But in his ESSAY, bk. IV he speaks not only of natural revelation but also of *direct revelation*.
3. This *direct revelation* forms the connecting link between his earlier works and his later ones, *The Reasonableness of Christianity* and also *A Discourse of Miracles*.
4. This direct revelation from God is delivered through *miracles*. The doctrine of miracles is found for the first time in his ESSAY, bk. IV, and has a great significance in his later religious works.
5. The word *reasonableness* in the title *The Reasonableness of Christianity* means that the doctrine of Christian religion is conformable to the reason of mankind given by God. It does not mean the reasonableness of deism.
6. The doctrine of original sin in *The Reasonableness of Christianity* does not repudiate original sin, but distinguishes it from original guilt. The salvation from original sin is not given by the law of works, but by the law of faith. Here lies the very rôle of Jesus Christ.

Kant und die nicht-euklidischen Geometrien
— in Beziehung auf Martins Verteidigung der Theorie Kants —
von Masataka Miyaji

Die Frage, ob Kants Erkenntnistheorie die nicht-euklidischen Geometrien zu begründen vermöge oder nicht, würde ein wichtiges Problem für